

ハイライト:

- ・所得税改正事項の適用時期にご注意下さい

夏号 第22号
(個人様向け)

2005年6月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
所得税改正事項の適用時期にご注意下さい	1
介護保険料	2

ご挨拶

梅雨入りとなり、しばらく雨を楽しむ季節を迎えます。

第22号では、所得税税制改正の内平成17年度分から適用される主なもの及び平成17年度税制改正の内平成18年分から適用される主なものを取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

所得税改正事項の適用時期にご注意下さい

毎年税制改正のため制度が変わりますが、当年度の改正事項でも実際の適用は来年度以降になる事項も多く、いったい何がいつから変わるのがわかりにくいのが現状です。そこで今回はここ数年改正された項目の内今年から適用されるもの及び今年の改正事項で来年適用となるものに關し解説していきます。

1) 平成16年度の改正事項の内、平成17年分の所得税から適用される主なもの

①公的年金等控除の改正 (T_T)

年齢65歳以上の者に対して上乗せして適用されていた公的年金等控除額が廃止されました。しかし、最低控除額70万円については、年齢65歳以上の者について50万円加算し、120万円とする特例措置が設けられています。

〈例〉68歳の公的年金額200万円の方のケース

現在: 公的年金等控除額=140万円 老年者控除額=50万円 左記控除額合計=190万円

改正後: 公的年金等控除額=120万円 老年者控除額=0円 左記控除額合計=120万円

これに伴って、今まで年金から所得税が控除されていなかった方も今年からは控除されているケースがあります。ご自分で確定申告するとその控除された所得税が還付される場合もありますのでご注意下さい。

②老年者控除の廃止 (T_T)

合計所得金額が1,000万円以下の65歳以上の者については、現行基礎控除額38万円に加えて老年者控除額として50万円(住民税48万円)の控除制度が設けられていますが、これが廃止されます。

③青色申告特別控除額の改正 (^_^)

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者は、青色申告特別控除額を65万円に引き上げることとされました(従来は55万円)。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る控除制度(45万円)は、廃止されました。→簡易な簿記の方法に従っていた方は正規の簿記の方法にレベルUPして、青色申告特別控除額を利用しましょう。

- * 正規の簿記の原則:日々の取引を借方と貸方に分け、規則的且つ継続的に記帳していく方法のこと
- * 簡易な簿記の方法:損益計算書が作成できるぐらいの簡易な記帳方法のこと

2)平成17年度の改正事項の内、平成18年分の所得税から適用される主なもの

①定率減税額の引き下げ (T_T)

改正前	改正後
所得税額の20%	所得税額の10%
20%相当額が25万円を超える場合には、25万円	10%相当額が12.5万円を超える場合には、12.5万円

②教育訓練費の額が増加したときの所得税の税額控除制度の創設 (^_^)

- 下記の内いずれか有利な方を選択適用することができる制度が創設されました。
- ・(青色申告事業者) & (今年の教育訓練費>過去2カ年分の教育訓練費の平均額)のケースでは、
今年の教育訓練費が過去2カ年分の平均値を上回った金額の25%を所得税額控除できます
(所得税額の10%が限度)。
 - ・教育訓練費増加割合が40%以上の場合には、その年度の教育訓練費 × 20%
40%未満の場合には、その年度の教育訓練費 × 教育訓練費増加割合 × 0.5
を所得税額控除できます(但し、所得税額の10%が限度)。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-9-19

電話 048-834-1598

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

介護保険料

月々の健康保険料は標準報酬月額に保険料率を乗じて算出されており、加えて40歳以上65歳未満の人は介護保険料が健康保険料と一緒に徴収されて



います。具体的には、40歳の誕生日の前日が属する月から65歳の誕生日の前日が属する月までが徴収対象期間となります。

例えば、7/1が40歳の誕生日の場合、前日は6/30になりますので、6月分の介護保険料から負担が開始となり、その控除は7月支給の給料からとなります。

なお被保険者資格を喪失する月に支給される賞与では負担する必要はありませんが、月末退職の場合には資格喪失は翌月1日となるため、賞与分の保険料を負担することになります。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。